

会 議 録

会議名(付属機関等名)		平成26年度 第5回 川西市子ども・子育て会議		
事務局(担当課)		こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課		
開催日時		平成26年9月11日(木) 午後4時～午後6時		
開催場所		川西市役所 7階 大会議室		
出席者	委員	農野委員 中橋委員 立花委員 森友委員 南委員 石田委員 大谷委員 和田委員 田中委員 田上委員 正林委員 生安委員		
	その他	株式会社 名豊		
	事務局	こども家庭部長 中塚一司 こども家庭室長 山元 昇 こども・若者政策課 課長 井口俊也 主任 大島弘章 主事 天満あすか こども家庭部 参事兼児童保育課 課長 塚北和徳 主査 大村 匡 子育て・家庭支援課 課長 佐藤陽子 教育振興部長 石田剛 総務調整室長 森下宣輝 学校教育室長 上中敏昭 教育振興部参事兼学校指導課長 若生雅史 学校指導課 主幹 福竹優子 学務課長 中西 哲 教育情報センター 所長補佐 山本由美子		
傍聴の可否		可	傍聴者数	28人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1)「量の見込み」と「確保方策」について(報告) (2)川西市子ども・子育て支援事業計画について (3)川西市立幼稚園と保育所のあり方について (4)その他 3. 閉会		
会議結果				

審 議 経 過

1. 開会（16：00）

【事務局】

定刻になりましたので、ただ今より平成26年度第5回川西市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

なお、本日3名の委員からご欠席の連絡をいただいております。

本日の会議におきましては、半数以上の方のご出席をいただいておりますので川西市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定によりまして会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、初めに資料の確認をお願いします。

（ 資料確認 ）

なお、当会議では会議録の作成を迅速また正確に行うためにICレコーダーによる録音をさせていただくことをご了承いただきますようお願いいたします。

では、続きまして議事に移ります。ここからの議事の進行については、農野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 議事

(1) 「量の見込み」と「確保方策」について（報告）

【会長】

委員、傍聴の皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日は6時頃までとなりますので会議の進行にご協力よろしくお願いします。

では、議事に入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料5 教育・保育の利用希望（「量の見込み」と提供体制（「確保方策」）について（案）

資料6 地域子ども・子育て支援事業の利用希望（「量の見込み」と提供体制（「確保方策」）について（案）

に基づいて説明。

【会長】

事務局から説明のあったことについて、ご意見やご質問はありませんでしょうか。

【委員】

平成29年度中に定員を確保するという事になり、前回の案では可能な限り前倒しすると記載がありましたが、その文言が削除されています。平成29年度に整備できたからいいという事ではなく、平成28

年度でも 27 年度でも早く整備できるのであればした方がいいのではないかと。可能な限り前倒しにすると
いうことであれば、その文言は残しておいた方がいいと思うのですが削除した理由はなんですか。

【事務局】

県から平成 30 年度で待機児童を解消するよう指導があり、前回の子ども・子育て会議で提示した確保
方策の案よりも整備の時期が前倒しになりましたので、文言を削除しました。しかし、可能であれば平
成 27、28 年度を目指すべきだという指摘ももっともだと思いますので検討していきたいと思ひます。

【委員】

平成 29、30 年度で量が確保できている地域もしくは確保できていない地域が前回の案であったと思ひ
ます。平成 27、28 年度の 2 年間についてはどうするのかという意見がありましたので、可能であればと
いう文言ではなく、可能な限りという文言を入れて、何としてでも市民のニーズに応えようとする前向
きな姿勢で計画策定に臨んでいくべきではないでしょうか。

それと、この計画については達成しなくても罰則規定はないですね。ということは、つつい計画
が遅れがちになるのではないかと。次世代育成支援対策行動計画も計画通りのところとできていないとこ
ろがある。しかし、この子ども・子育て支援事業計画については遅れてしまうと直接子どもや保護者、
家庭に影響が及んでくるため可能な限り前倒しで計画を進めていくような方向で考えていただきたい。

【委員】

資料 5 の 8 ページ清和台中学校区の量の見込みと提供体制の確保についてです。例えば平成 27、28 年
度の清和台中学校区 0 歳児、1・2 歳児についてはもともと提供体制が不足する状況になっていますが、
ここに多田中学校区や緑台中学校区の方が利用したいとなった場合、優先順位はどうなるのでしょうか。
清和台中学校区の方が第一優先で、残りの枠があれば多田中学校区や緑台中学校区ということになるの
でしょうか。このあたりがよく分かりません。清和台中学校区の方と多田中学校区や緑台中学校区の方
を含めて抽選にするのか、一体どういう形で決めるのか。特に平成 27 年、28 年度は清和台中学校区が量
の見込みと確保の方策でマイナスが出ているので、このあたりどう考えられているのかお聞きしたい。

【事務局】

今回提示していますのは、各中学校区における需要を賄うための確保の方策です。そのため、実際の
入所希望や選考とは切り離して考えています。具体的には、入所希望があれば市で選考、斡旋となりま
す。その時のやり方は、保育の必要度合いが高い方から順番に入所先を決めます。民間の認定こども園
などについてはそういう形で斡旋、調整をお願いすることになります。ですから、お住まいの中学校区
の方が優先して入れるわけではなく、基本的には保育の必要性が高い方から入所することになります。

【委員】

つまり、選考の仕方について現状と変わらないということですか。そうすると、清和台中学校区、緑

台中学校区、多田中学校区以外のところでも、他の中学校区から保育所、認定こども園などを利用したいという希望があれば、他の中学校区でも同じような説明書きが必要だと思いましたが、なぜ清和台中学校区だけ注意書きがあるのかが分かりにくいのですが。

【事務局】

隣接する中学校区からの子どもの行き来を見込んでいるのが基本的なスタイルになっています。もう一度全体を点検し、清和台中学校区だけを記載する必要がなければ削除を検討します。

【委員】

先程話した優先度に加えて、優先度の高い方をその隣接する地区の保育施設に優先的に入れるようにする意図があるのであれば残してもいい。そうでなければ、なぜそれぞれの中学校区に書いているのかが分かりにくかったので聞きました。

【事務局】

そういうことではありませんので、表現については検討させていただきます。趣旨としましては基本的には各中学校区で区域設定していますので、中学校区においてそれぞれの需要を満たすのが一番の理想です。しかし、一方では余剰が出てくるところもあり、子どもが行き来している現状も考え、隣り合った中学校区から子どもが行き来することを想定した数値設定にしています。具体的な選考については保育所では通園区設定を設けておらず、どこの保育所を希望しても構いませんし、選考にあたっては自宅の近くが最優先になるわけではなく保育の必要性の高い方から優先になります。今回提示していますのは、アンケート調査でもありましたように自宅近くの保育所に入所できるのが理想ですが、現状の子どもの入所状況なども考え併せ、その中学校区においてできるだけ賄っていけるような方法を考えていきたいという意図を持った上での数値設定となっています。

【会長】

今日は審議事項が多く、特にご質問等ありませんでしたら次の議事に移らせていただきます。

(2) 川西市子ども・子育て支援事業計画について

【会長】

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料7 川西市子ども・子育て支援事業計画についてのこれまでのご意見

資料8 川西市子ども・子育て支援事業計画の体系の検討について

資料9 川西市子ども・子育て（支援事業）計画（素案の作成にかかる 検討過程）

に基づいて説明。

【会長】

今回、素案の作成に係る検討過程での計画案が出ています。中身の細かい施策等についてはまだ枠組みだけですが、構成と記載できる範囲だけ書いている状況ですのでこれを基に今後議論となります。

これまでのご意見は、川西市の特色ですね。ブランド化も含めてそのような提言、提案をどれぐらいこの中に含まれるかということですが、資料8の基本目標Ⅱのところでは、教育・保育・子育て支援サービスの充実とタイトルが変わり、基本目標Ⅲでは子どもたちを家庭・地域で健やかに育むというタイトルに変わっています。この中で川西市の自然豊かな環境をどう活用し、どんな体験ができるのか。あるいは、次世代育成の中で議論されてきたことだと思いますが、子育てを支援する地域のネットワークとか、民間の方々のご尽力がこれまでどうだったのか、今後どうあるべきかなども盛り込めたらと思います。

それと、ひとり親家庭、障がい児への支援についてタイトルとして挙がっていませんが、ぜひどこかで盛り込んでいただき、場合によっては何か項目を立てて記す必要もあると思います。そういった家庭、子どもを特別視することなく、さまざまな子ども、さまざまな家庭の中で、子ども一人一人を大事にする、そういう観点で何か書けたらと思います。

【委員】

確認ですが、資料8基本目標Ⅲの4子育てと仕事の両立の推進とはワーク・ライフ・バランスのことだと思いますが、例えば男女共同参画にしても子育てと両立しやすい就労環境の実現にしても企業の協力が必要だと思います。基本目標Ⅲの家庭・地域の部分で、定義としては地域の中に企業を含めるのか、事業主と記載するのか議論が必要なのかなと思いました。

【会長】

労働政策について基本は国の仕事なので、基礎自治体がなかなか手を出せなくて困っているところだと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

ワーク・ライフ・バランスを実現していく上で企業側の姿勢、雇用形態や育休産休の扱いなど非常に重要なことだと考えています。一方で、市としてできる事柄は限界がありますが、貴重なご意見ですので兼ね合いも考え、事務局で検討させて頂きたいと思います。

【会長】

企業の協力を基礎自治体を得るとするのは難しい面もあるかと思えます。国も企業の持っているものを掘り起こし、活用していくことを少しずつやっています。今回の子ども・子育て新制度の中でも事業所内保育施設で従業員の子もだけでなく、地域の子も受け入れるならば新制度に乗せると掲げたり、少しずつ一般企業の力を借りようというところが見られますが、抜本的には難しい。

【委員】

例えばロータリークラブとか商工会とかそういった企業の団体があり、ワーク・ライフ・バランスを認識しているので何か市としてできたらと思います。ロータリークラブも何度か行きましたが、子育て支援という部分で非常に熱心なので、そういったところをバックアップしながらやっていけたらなと思います。

【会長】

地域によっては学童の子どもの教育、就労体験のような教育の面で商工会議所の方が協力されている。そういうこともあるので、子どもの教育・保育、福祉の計画ですが、力を借りることができるのであれば必要かなと思います。

【委員】

他の自治体では積極的にワーク・ライフ・バランスや子育て支援をされている企業について、自治体独自で認証や表彰の制度を設けて、市内の企業を市のホームページで公表、紹介したりしています。商工会議所や青年会議所、ロータリークラブやライオンズクラブでもそういった企業をどんどん積極的に取引で使ってもらおうようお願いしたり、市の入札などでも検討していくような方法がいろいろできるのではないかな。

あとは一般事業主行動計画の話だけでなく、特定事業主行動計画という意味では川西市自体がどんな形で推進しているのかが問われてくるかと思います。

【会長】

国もくるみんマークのように、認定を与えるような形で進めておられますが、ぜひ意識を持った事業主が増えていただきたいと思います。

【事務局】

今回提示していますのは、素案の作成にかかる検討過程ということで、後半の部分 37 ページ以降の施策の方向性などを具体的なものにする事業などが空欄になっております。次回以降提示し、ご意見をお聞きしたいと思います。

具体的なスケジュールとしては、市立幼稚園・保育所のあり方や量の見込みと確保の方策もこの計画の中に織り込むような形で含めて、今年 12 月あるいは 1 月ぐらいにはパブリックコメントというように進められたらと考えています。

【会長】

これは今日いただいたばかりなのでぜひ委員の皆様、傍聴の皆様方ご意見よろしく願いいたします。では、次の議事に移らせて頂きます。

(3) 川西市立幼稚園と保育所のあり方について

【会長】

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料1 「川西市立幼稚園・保育所のあり方について」これまでのご意見・ご提案について

資料2 幼稚園・保育所の耐震・老朽化対策にかかる、各工事の費用試算（例）と主な特徴

資料3 市立・私立 幼稚園・保育所の比較について

資料4 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

に基づいて説明。

【会長】

川西市立幼稚園と保育所のあり方について、特に前回までの子ども・子育て会議の中で出てきた委員の質問事項に答えていただくような形で資料を示していただきましたが、なにかご質問ございませんか。

【委員】

前回欠席でこういった質問をするのも申し訳ないですが、公立幼稚園の役割で特別支援が必要な子が就園する際には、療育施設に入る場合は発達指数の目安があります。それ以上で入れない場合に、幼稚園に行く例がある。川西市では分かりませんが、私が関わっている他市町の公立幼稚園の場合は、加配の教員の配置は就学指導の際に答申が出て、県が認めた場合に予算がつく。現状として近隣市町での公立幼稚園の役割は療育施設には入れないけれど、加配が必要な子どもが比較的公立幼稚園へ就園、入園を希望されているという特徴的な役割を果たしている。今後、川西市においても就学指導委員会に挙がってくる児童数はどんどん増えてきます。就園を希望している段階でも本来の加配が必要となる。ところが、発達の規定でも、定員の状況でも通園型の療育施設は限界があります。川西市の場合の公立幼稚園は特別支援の部分で非常に強い存在意義を示しているのではないかと。私は就学指導委員会に入っていないませんが、他市町で数年関わった際に感じたので、前回欠席で意見シートでも意見が出せなかったのであえてこの場でお話ししました。

【会長】

ただ今の話に関して、ぜひ幼稚園のご意見頂きたいのですが。

【委員】

先程の委員の話の通り、家庭的に問題があり配慮を必要とする家庭や子どもが年々増えていきます。当園でも就学指導に挙がっている子どもが割格的にはとても増えております。その中で、公立幼稚園としての特別支援教育においてはその子の特性に応じて個別に指導できる体制、加配教諭を置いていることで保育ができていくという現状です。一人一人の特性をしっかりと理解して、特別支援教育の研修会も質

の向上を目指し参加しています。先生たちが自分の役割を担任として、また介助教諭としてどう支援していくかをみんなで共有しながら、その子にとって的確な保育、必要な支援ができるようにしています。

小学校へ送り出すというところでは、地域の幼稚園として小学校との連携の上でも、事前に入学前に何回か先生方と話し合う機会をとったり、子どもの様子を見に来てもらったりしています。他のところで受け入れてもらえず当園に来られる方もいます。また、途中から転園される方もいる中で、公立幼稚園としていろいろな子どもを公的機関として特性に応じた指導をしていくということが役目かと思えますし、一人一人平等な教育をするというところでは、みんなでチームワークをもって取り組んでいるところです。

【委員】

決して私立の幼稚園がどうということではなく、システムの問題について言いたいのです。私自身、公立幼稚園と私立幼稚園の両方の園医をしていますので1人の児童から就園についての相談を受けたとき、メリット、デメリットを話す際にシステムの上で私立幼稚園は加配がつかないことを話します。公立の場合には、発達障がいを持っている子どもの場合、幼稚園で同じ顔ぶれだった子がそのまま小学校へ上がる方が当然いいです。私自身の患者さんでもいろいろな私立幼稚園に通園しており、今は私立幼稚園でも加配をつけて特別支援教育をされています。ですがなかなか特定の子どもに対して特定の人がつくという事ができないのが現状です。ところが公立幼稚園で加配がついたときに、特別支援が必要な子どもは人が変わっても困ります。その部分が公立幼稚園でのメリットなのがこの数年間のことです。療育園でのいろいろな相談も含めて非常に多い。決して公立幼稚園と私立幼稚園の教育がどうという訳ではなく、システムとしてということだけ強調させていただきます。

【会長】

システムということですが、例えば自分の子どもが発達障がいであると親御さんが受け入れることも必要になってくるので、そういったことを考えると保健センターからの取り組みが大事かと思います。そういった一連の制度の流れの中で、きちんと一人一人の子どもを拾い上げられているのかどうかを考える必要があるのかと思います。

【委員】

川西市では十分拾い上げられているかと思います。3歳児検診以外でも、川西市の場合には精密検診という事で年間24回児童精神科の先生も含めて実施しています。ただ、拾い上げてから次につなげる段階での受け皿がないことですね。川西市は療育施設が1つしかありませんので、療育施設に入る基準が発達、いわゆる昔でいう精神的な数字がある。それは十分対応していけますが、いざ就園になった時の相談事例で1番多いのが、教員を1人つけてもらいたいということです。どこの幼稚園に行く家庭でもそうです。私立幼稚園の場合にはシステム上、1人に固定する事ができない。公立幼稚園の場合には最

最終的な教育委員会での答申にもよりますが、答申案が通って県から予算が入れば子どもの人数に対して1：1もしくは2：1と加配がつきます。それで公立幼稚園を選ぶという事例が非常に増えています。ただ、公立幼稚園を選んだ場合には延長保育がありませんので、延長保育のある私立幼稚園を選び、その時には意見書を書くというのが川西市の現状です。公立幼稚園の役割としての一部かもしれませんが、そういう状況の保護者に対しては加配がつくということは非常に大きい意味があります。

【会長】

とても大事なご指摘をいただきましたが、保育所から何かコメントありますでしょうか。

私の認識では従来、障がい児保育は、集団の保育にのれるような子が対象というのが昔はありましたが、今はそういう時代ではなく個別に関わることが必要な子どもさんがおられると思います。

【委員】

公立幼稚園の存在意義で特別支援への対応と言うところでは、やはり公立保育所もそういう側面があるのではないかと思います。民間保育園でも、もちろん加配をつけて努力しながら、支援が必要な子どもに対して保育していますが、いつも言うように1歳児と3歳児の公立と民間では職員の配置基準が違います。そういった部分では、なかなか加配がつかないけれども支援が必要だと思われる子どもに対しては民間保育園では難しい部分もあり、公立保育園の方が手厚く保育しているのではないかと感じています。

それと、公立保育所同士ですごく連携されていると常を感じています。同じ公立なので研修の内容も同じですごく実施されていると思いますし、公立保育所は線で結ばれているようで、そこが強みだと思います。民間園ももちろん研修しておりますが、それぞれの保育園ごとの特性もあり、市内で点で存在しているなど感じます。そういう意味では支援が必要な子どもであったり、支援が必要な家庭に対する対応というところでは民間園は公立保育所に学ばないといけないところもあるし、委員が話されたように、システム上民間園では難しいところもあったりするのはよく感じているので、公立保育所の存在意義というのは大きなものではないかと思います。

【委員】

公立の幼稚園、保育所の役割として、今後からそれが大きくなるだろうと思われるのは、小学校と連携していく部分かと思います。国の動きとして5歳児を義務教育にするとか無償化とか連続性をという議論が始まりかけている中、川西市で単に小学校の入学前の見学だけでなく、カリキュラムや保育と教育の内容の接続みたいなところでリーダーになっていけるのは公立の幼稚園、保育所が立場としては必要であり、きっと今までもそういうことをされてきていると思います。私立や民間の幼稚園、保育所もそういったところでは自分たちの園児たちが行くところではかなり連携をされていると思いますが、市としてのスタートカリキュラムやアプローチカリキュラムなどを作っていくときの骨格を担うことは公

立の幼稚園、保育所の先生たちの役割としては大きいのではないかなど。

それと民間は点であると話されていましたが、これからどのような形態になるか分かりませんが、川西市の子育て支援や子どもたちの教育を考えていくというところで、まだ点であると話されたところが線につながるようなネットワークや先生たちのシステムというところが作られていくことを希望する、そういった意見を出しながら作っていく方向で進めていけたらと思います。

【委員】

小学校との連携という部分では、川西市として保幼小の連絡協議会を年に2回、年度始めと年度末に開催しています。年度末には小学校へ上がる子どもの様子を学校に伝えたり、年度始めの連絡会では小学校へ上がった後の子どもたちの様子を保育所や幼稚園の担任が聞いて課題を見直す部分、保育所や幼稚園で取り組まなければならないところなども見ながら今後へつなげていくという会議になっています。ですが、年2回ということで日常的な交流が公立保育所でもまだまだ十分なところは少ないです。小学校の位置関係ですごく近くにあるところは頻繁に学校行事をのぞかせてもらったり、学校の先生たちが幼稚園とかに足を運んでもらったりとかいうところもあります。が、地域的に離れてしまうとなかなか難しいところもあります。私の地域では小学校の校長先生から、地域的に小学校と近いのが保育所ということもあって、もっと交流できるよう何か考えていかなければとお互い思っており、少しずつクリアしていかないといけないなと思っています。

研修の話もありましたが、保育所は認可保育所という括りのなかで、定期的に公立と民間園の合同施設長会を開いて情報提供などを一緒に受けるとかお互いの現場の情報交流をすとか、近くの園同士で交流できることがないかなどを話し合ったりしています。民間園と公立保育所との交流をしており、実際に子どもたち同士で交流するようなどころもあります。小学校に上がれば同じ学校に通う子どもたちですので、幼稚園と交流する保育所もあれば、民間園と交流するような試みをしながら機会を増やしています。関わる私たちの方が意識を変えていき、もっと子どもたちの為になるように考えていく場を研修などを通して共有していけたらいいなと思います。少しずつそういう機会を作っています。

【委員】

幼小との交流で距離的なこともあるかと思いますが、学校の行事例えば音楽会などに招待すとか給食を来てもらって食べたりなどそういう交流は行っております。ただ、公立幼稚園との交流が多く、私立との交流はほとんどないです。

【会長】

子どもの教育に関しては学識経験者の3人が大学に所属しているのですが、大学教育こそ大きく見直さなければならない時期に来ています。従来知識を蓄積するような教育の在り方から、自ら課題を見つけ解決する課題解決型の教育を重視していくということが言われており、高大連携などはどこの大学

でもやっていると思いますが、文科省も本気になって大学を改革するような動きが出ています。ぜひ保育所、幼稚園、小学校からの学習の基礎になる時期に、体験的な中で自ら主体的に考えていくような力をつけていただけたらと思います。大学では研究をしたり卒論を書いたりしますが、卒業間際になって課題解決型の学習をするような仕組みから、大学の1回生から課題解決型の学習をやれと言う形に変わっていますので、ますます大学までの教育に期待したいと思います。

【委員】

課題として、老朽化と市立幼稚園の定員割れという話があると思います。資料3であきらかに市立と私立でサービスが違ってきますよね。こういった部分が市立の定員割れにつながるというのであれば、例えば私立に通っている方にどのようなサービスを望まれて私立に通われたのかというアンケートをとって、希望の高かったサービスを市立の方で検討するとかできないのか。アンケートの実施について民間園に配慮いただければ、定員割れの方策を考えていくデータになるのかなと。その上で、資料2のコストの面も含めてどうするのか比較的に考えていく必要があるのかなと思います。

【会長】

これまでの子ども・子育て会議で委員、傍聴の方々から意見をいただいておりますが、幼稚園、保育所を含めた公立の園について、市としてどう考えているのかというビジョンを見せていただかないと議論ができないなと思います。一方で、国の仕組み自体がまだ見えていない部分があり、認定こども園にしていいのかどうか、あるいはどのように運営されていくのかが見えていない中で、市の方も考えあぐねているところもあるかと思いますが、いずれビジョン的なものを出していただけたらと言うのが1点。

今のところ公立の幼稚園が定員を満たされていないということですが、その点についてもなんらかの説明責任があるかと思います。その経緯や、今後どうするのかということぜひ公立の方で議論して出していただけたらと思います。この2点について事務局から何かコメントありますか。

【事務局】

公立幼稚園の今後のあり方についてですが、前回保護者の方が望まれている3歳児保育をなぜしなかったのかという意見をいただいております。公立幼稚園における3歳児保育の考え方ということで、はじめに私立幼稚園との関係があります。人口が急増した時期に公立幼稚園の開設が間に合わず、私立幼稚園を誘致したという経緯があります。その後、公立幼稚園と私立幼稚園がそれぞれの役割を分担しながら、川西市の幼稚園教育を進めてきました。役割分担の1つが3歳児保育で、基本的には3歳児保育は私立幼稚園に委ねています。子どもの数がこれだけ減ってきましたので、前回もご指摘ありましたように、公立幼稚園についてかなり定員割れしている状態です。一方で、私立幼稚園についても充足率からみますと50%前後の園がいくつかあるというような厳しい状況です。今後、公立、私立幼稚園についても運営が厳しくなる中での役割分担というのが必要でないかなと思っております。

加茂幼稚園で3歳児保育を実施した経緯ですが、基本的には私立幼稚園で3歳児保育を実施していく中で、南部地域については私立幼稚園がなく、3歳児保育を受ける機会を提供できていないのではないかとということで加茂幼稚園で3歳児保育をスタートしました。3歳児保育を実施すると充足率が上がるのではないかと意見もいただいておりますが、一部たしかにそうかと思いますが、一方で新たに3歳児保育を実施しますと、分母となる定員も増えますので、3歳児の園児数が充足率に直接起因するものではないと思っております。

さらに、公立幼稚園にかなり公費が投入されている中で、新たに3歳児保育を実施すると、新しい幼稚園教諭の配置、3歳児の加配、設備の改修が必要となってきますので、本当に公費の投入が充足率に結びつき、結果につながるのか慎重に見ていかなければいけないと思っております。

【委員】

これまで3歳児保育をしてこなかったという経緯は分かりましたが、これから公立、私立との役割分担を具体的にどう考えているのか説明して頂きたい。

【事務局】

現時点では役割分担についてこの子ども・子育て会議でご意見をいただけたらと思っております。いただいたご意見の中で公立幼稚園の役割を示して、再編プランとして具体的なプランを検討していこうと思っております。

【委員】

投入する税金、予算と実際の効果について話されていましたが、費用対効果が見込まれないということであれば、公立幼稚園を違う形に変えるという事を内部で考えているのでしょうか。財政を投入しても効果が見込めるとは限りませんと話されていまして、その辺が無理であればどうなるのでしょうか。市としてこうしていくといった方向を考えているのでしょうか。

【事務局】

公立幼稚園の今後のあり方についてですが、先程今までの経緯を説明させていただきました。同時に公立幼稚園の3歳児保育とか給食とか要望が出ているということは真摯に受け止めていきたいと考えています。実施の方法については、保育所と一体化して進めていくような考え方も一つの方策かと思えます。しかし、どの程度どのくらい税金を投入していくのかについては、私立幼稚園も厳しい状況の中で、非常に企業努力をされて保護者からの評価もある中で、公が担うべき部分はどこなのかをきちっと精査した上で考えていく必要があると考えております。

【会長】

川西市での公立幼稚園、私立幼稚園の背景についてお伺いしましたが、幼稚園は公立私立が集まって大体何人くらい受け入れるかなど調整しているのでしょうか。

【事務局】

公立も私立も定員枠がありますので、その範囲で受け入れているので調整はしていません。

【会長】

何を懸念しているかと言いますと、どんどん保育施設を造っていく中で少子化が訪れてきている。国は市場原理と言うか、市場がコントロールするだろうという考え方です。要するに保護者が選択する中で、淘汰されていくだろうという枠組みのようですが、それで本当に良いのかどうか心配なんですよね。行政がしっかり需給調整をする必要があるのではと思いますが、そういう仕組みをどう作るのか非常に難しいです。従来からの歴史的な背景の中で、公立の園が手を引いていた経緯もありますが、そういう話も聞いた上で需給調整をしっかりしないと子どもや親御さんにとって不便になるような事態にならないかと将来的に懸念しています。それをどこがどんな形で行うか、こうした方がいいとは申し上げられませんが、きっと必要になる時代がくるのではないかと思います。

ほかに特にありませんでしたらその他の議事に移らせていただき、市立幼稚園と保育所のあり方については、市の方で何らかのビジョンを示していただきたいと思います。

【事務局】

市立幼稚園と保育所のあり方について今まで2回に渡っていろいろなご意見をいただいております。その中でも、もう少し具体的な話をということもありますので、事務局としましてもそういった部分を検討して、より突っ込んだ形のプランを今後の会議の中である程度提示していかなければと考えております。

【会長】

非常に難しい課題だと思いますけど、ぜひよろしく願いいたします。また、今後子ども・子育て会議の中で話が出ると思いますので本日はその他の案件に移らせて頂きます。

(4) その他 について

【事務局】

資料10 子ども・子育て支援新制度 保育認定（2号・3号認定）を受けた児童の利用者負担について（案）

資料11 子ども・子育て支援新制度における幼稚園の利用者負担について

資料11-2 新制度における1号認定利用者負担額プラン

に基づいて説明。

【会長】

続いて保育の必要性の認定事由についてもご説明いただけますでしょうか。

【事務局】

資料12 保育の必要性の認定事由について

に基づいて説明。

【会長】

時間が迫っておりますが、本日の会議若干延長してもよろしいでしょうか。ご意見ございませんか。

【委員】

資料10で2号・3号認定の利用者負担についてありますが、保育標準時間認定と保育短時間認定の利用者負担にあまり差がないことが印象的です。保育短時間認定というのは8時間で、どこの時間をとって8時間になるのかというのは各事業所が定めると聞いていますが、事業所が定める8時間認定からはみ出した部分については延長保育になると聞いています。保護者の方から質問も出ていますが、保育短時間認定で事業所が決める8時間認定の枠からはみ出した部分が延長保育になってしまえば、保育短時間認定の保育料プラス延長保育料ということになるので保育料の負担が保育標準時間認定よりも多くなるのではないかと。それは納得できないという意見が出ています。それに対してどのように市として考えておられて、どういう風に解決していけばいいのかなというのが保育所側としての疑問点です。

【事務局】

保育短時間認定を受けた児童は、国の基準通り保育標準時間認定を受けた児童の1.7%減額にしています。保育標準時間認定については、下限となる就労時間が1週間あたり30時間程度で1か月120時間以上です。施設が決めた保育短時間認定の保育時間中に保育を利用することが基本的なフレームです。そこから外れてくれば延長保育料がかかり、保育料がかさんでくる可能性もあるかと思えます。そういった事態を回避していくような明確な方法は今のところ持ち合わせていませんが、保育短時間認定の保育料がかさむことは問題だと考えております。

例えば、運用の中で一定の幅を持ち施設の方で8時間の対応をしていただける可能性も含めて、解決できるところがあるのか検討させていただきたい。結論としては、具体的にこうしていくという回答は持ち合わせておりませんが、不利益が生じない形で運用上の工夫などを考えていけたらと思っています。

【委員】

保育園側の経営する立場から言えば、保育短時間認定での運用とのことですが、保育園に入ってくる収入としてはどうなるのかという点と、保育標準時間認定と保育短時間認定で保育料にあまり差がないのですが、公定価格としてはかなり差があるんですね。保育短時間認定の場合、保育園に入ってくる公定価格はだいぶ違うのではないかなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

【事務局】

公定価格上の差ですが、確かに保育標準時間認定から1.7%減額という形ではないです。4歳以上の子どもの例になります。国の公定価格仮単価によると、定員が60人の保育所では、基本分単価で約47,000

円のところが保育短時間認定では約 39,000 円となっています。一方、保育料は保育時間の違いという事ではなく、保育の認定区分に応じて一律の保育料を頂戴するのが基本的な考え方になっています。保育短時間認定の方についても同様の保育料を頂戴することになると、利用者の理解が得られないという事で、国が算定してきた数値が保育標準時間認定から 1.7%減額です。基本的には公定価格と利用者負担額とは連動しないと考えております。

【会長】

つまり、保護者の方々の負担は極力抑えたい。国もその分だけ何か投入していただけるのでしょうか、一方で園に入ってくる単価が、保育標準時間認定と保育短時間認定で 8,000 円ほどの違いが出てくる。それをどのようにして吸収しどのように埋めるのかという話だと思います。まだ詳しいことがそこまでわかりませんが、延長保育にかかる費用をどれぐらい見込むかということになってくるわけですね。同時に保育園が開所時間をどう設定されるかによって、前後の時間で延長保育の費用がどうなるのかということもあります。何より保育園の所長が地域の実情を鑑みて開所時間を定めるとなっていますので、その地域の中でどの時間帯の利用が一番多いのかも検討しなければいけないと思います。何かいろいろなところが関わってきているような話なので、運用上でなんらかの吸収の方法を見出したいという事務局の話ですが、やはり現場の園長先生のお知恵も借りないといけないことになるのかと聞いておりました。

【委員】

公定価格が出たところで、実際の運用上どんな問題が生じるのか各園、地域によって違うと思います。そのあたり実際に運用される先生方の意見も聞きながら、保護者負担がなくても保育所を運営する側の負担だけが増えるという事がないようにするには、現場でそれぞれどのように運営されているのかを聞かないと難しいと思います。幼稚園が認定こども園になったらどうかという話はよく聞きますが、園によって違うことがすごく印象に残っています。会長も話された通り、現場の運営状況やどれくらいの時間、保護者が利用するのかということも違うと思うので、そこが大きなポイントになるのかと思います。

【会長】

保護者の負担分と運営面は別枠で考えるということで分かりにくい話ですが、今回提示してもらっている案につきましては極力現状と変わらないような形の中で提案していただいております。そこは評価したいなと思います。ですが、幼稚園の方で軽減措置などまだ見えていない点があると思います。そのあたり、基本大きく変わらないようにという姿勢を示していただいていると思います。

【委員】

質問ですが、資料 12 で 1 か月において 64 時間以上労働する事とありますが、今までは 1 日 4 時間で週 4 日の基準に照らし合わせて 64 時間となっていました。例えば 1 日 8 時間であれば週 2 日勤務でも

いいんですか。

【事務局】

実際の運用については検討していく必要がありますが、基本的には1か月あたりの労働時間と決まっております。現行の運用の週4日で1日4時間と言うのが基本的なベースになりますが、いろいろな働き方があるかと思しますので、それらを踏まえて、あまり週4日で1日4時間にこだわらず、さりとて極端な形にならないような運営を考えていかななくてはなりません。基本的には保育がどうしても必要ということになり、64時間以上の就労になると保育の認定をさせていただくことになるかと思えます。

【委員】

働き方が多様化している中でパート勤務の方が多いですが、週2、3日で大体1日5時間とか働いている人がいます。そうすると64時間以上では保育を利用できない人がたくさん出てくるのではないかなと思います。保育標準時間認定と保育短時間認定の料金があまり変わらない事を考えると、利用者にとって新制度ってそんなに魅力的なものでもないんだなと感じました。あまり幅広く受け入れる体制ができないのではと感じました。今後、64時間以下の就労でも保育が可能になる可能性はありますか。

【事務局】

ご意見は承りたいと思えますし、市としても検討したいと考えていますが、就労している母親は1週間平均4.6日、1日あたり7時間の就労時間という結果がアンケート調査から出ています。1か月あたり130時間弱の就労時間の状況からも考えまして、64時間というのはこれでよいかと考えております。保育料も1か月あたりの金額を頂戴しなければなりませんし、市としても運営費は1か月単位で支払いをします。短時間での就労となりますと、例えば幼稚園を利用し、足りない部分を預かり保育など利用する方法もありますし、一時預かりという方法もありますので、保育所として1か月あたりの運営費の支払いや、保育料を頂戴したりする基準は現行の64時間というところが妥当かと考えております。

【会長】

子育て支援に関するアンケート調査の結果報告書にどのくらい就労されているのか、帰宅時間などデータが出ていたと思います。ぜひ親御さんの生活に大きく影響がないような形で軟着陸して頂けたらいいなと思っております。他に特になければ、この案についてご検討頂けたということで、最後に9月議会へ上程した新制度にかかる条例（案）について説明をお願いします。

【事務局】

資料13 新制度にかかる条例（案）について
に基づいて説明。

【会長】

ただ今の説明につきまして何か質問ございませんか。これから議会で採決されるということですので

見守っていききたいと思います。

【委員】

1点だけ気になることがあります。傍聴者からの放課後児童健全育成事業についての意見で、夏休み期間中9時始まりで5分でも早く着くと注意を受けたというようなことが書かれています。学校教育、幼稚園、保育所でも5分前、10分前集合とか言いながら、放課後健全育成事業でこういうことが行われている現状が今でもあるのでしょうか。

また、こういったことが起こった時にしっかりと苦情などを聞く仕組みを市として設けているのかどうか。本当に子どもの最善の利益になっているのか分からないのですが。このあたりについての運営の仕方とか、そういったことが実際にあった場合に子どもの最善の利益を守るための苦情の受けつけや問題を市が把握するような仕組みはどうなっているのでしょうか。今日時間がないのでしたら次回までに説明、回答いただけたらありがたいです。

【会長】

そうですね。大事なご意見とりあげていただいてありがとうございます。昔の話ですが、実際に体験された方の話で、保育所の開所時間前に着いたところ、園の先生方はいるのに門を開けてもらえず、開所時間まで寒い中子どもと一緒に待っていたということがあったそうです。開所時間はとても大事な要素ですので、十分実情に合った形で弾力的に考えていただき、何より利用されている方の意見を拾い上げながら改善していく仕組みはいたるところで必要になっているので、そんなことも含めまして、子ども・子育て会議の中で意見が出ているということをご承知いただき、何かの時にコメントありましたらお願いします。長丁場となって申し訳ありませんが、議事は以上となりますので、事務局にお返しします。

3. 閉会

【事務局】

- ・川西市子ども・子育て会議委員ご提案シート⑩（委員）は、9月22日（月）までに事務局まで
- ・川西市子ども・子育て会議意見ご提出シート（傍聴者）は、9月22日（月）までに事務局まで

【事務局】

次回の川西市子ども・子育て会議は、10月9日（木）午後6時から7階大会議室にて開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議題は、 ・子ども・子育て支援事業計画について 等を予定。